

短期入所生活介護「基準チェックシート」 (ユニット型)

点 検 年 月 日	
事 業 所 名	
法 人 名	
点 検 者 職 氏 名	
備 考	

【用語の定義】

法・・・介護保険法(平成9年12月17日 号外法律第123号)

令・・・指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第37号)

通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企第25号)

条例・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年 札幌市条例第8号)

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
ユニット型 指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、下記の基準に定めるところとなっていること。		法第 73 条第 1 項 法第 74 条第 2 項 条例第169条（令第140条の2）	
第 1 基本方針	ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものとなっているか。	適・否	条例第170条（令第140条の3）	・ 概況説明 ・ 定款、寄付行為等 ・ 運営規定 ・ パンフレット等
第 2 人員に関する基準 1 従業員の員数	指定短期入所生活介護事業者が事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。		法第 74 条第 1 項 条例第148条第1項（令第121条第1項）	
(1) 医師	1 以上となっているか。 ・ 併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。	適・否	条例第148条第1項（令第121条第1項）	・ 運営規程 ・ 勤務表 ・ 出勤簿 ・ 資格証の写し
(2) 生活相談員	常勤換算方法で、利用者の数を100で除して得た数以上となっているか。 ・ 利用者の数は前年度の平均値とする。 ① 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の利用者延数を当該前年度の日数で除して得た数（小数点第2位以下は切り上げ）とする。 ② 新設（再開を含む）又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上ベッド数の90%を利用者数とし、6月以上1年未満の間は、直近の6月における利用者延数を6月間の日数で除して得た数とし、1年以上経過している場合は、直近1年間における利用者延数を1年間の日数で除して得た数とする。 ③ 減床の場合は、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者延数を延日数で除して得た数とする。 ・ 新規に指定を受ける場合は、適正な推定数による。 常勤換算方法：（当該事業所の総従業者の1週間の勤務延時間数）÷（事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）） 勤務延時間数：サービス提供、準備、待機時間を含む。 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。 （ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。）	適・否 適・否	条例第148条第1項（令第121条第1項） 条例第148条第5項（令第121条第5項）	・ 勤務表 ・ 常勤、非常勤職員の員数がわかる書類 ・ 入所者数がわかる書類 ・ 出勤簿 ・ 養成機関修了証等 ・ 職員履歴書

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(3) 介護職員又は看護職員	常勤換算方法で、利用者の数を3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。	適・否	条例第148条第1項（令第121条第3項）	・勤務表 ・出勤簿 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類 ・資格証の写し
	介護職員または看護職員のうち1人以上は、常勤であるか。 （ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。）	適・否	条例第148条第1項（令第121条第5項）	
	看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状況に応じて必要がある場合には、病院、診療所または指定訪問看護ステーション（併設本体施設を含む）との密接な連携により看護職員を確保しているか。	適・否	条例第148条第1項（令第121条第6項）	・連携契約書
	【単独型・併設型（ユニット型特別養護老人ホームに併設するユニット型指定短期入所生活介護事業所）】 2のユニットごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が1以上であるか。 ただし、本体施設がユニット型特別養護老人ホームである場合は、当該ユニットの数は併設型ユニット型事業所のユニットの数と当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットの数の合計数を算定基礎として算出することとする。	適・否	平12厚労省告示第29号第1	・勤務表 ・利用者数・入居者数の合計がわかる書類
	【併設型（従来型特別養護老人ホームに併設するユニット型指定短期入所生活介護事業所）】 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、ユニット型指定短期入所生活介護の利用者の数と当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であるか。	適・否	平12厚労省告示第29号第1	・勤務表 ・利用者数・入居者数の合計がわかる書類
(4) 栄養士	1以上となっているか。 （ただし、利用定員が40人を超えない事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かなくとも差し支えない。） ・ 併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。	適・否		
(5) 機能訓練指導員	1以上となっているか。 ・ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。 （当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。） ・ この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者とする。 （ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。） ・ 併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。	適・否	条例第148条第1項（令第121条第1項） 条例第148条第6項（令第121条第6項） 平11老企25第3の八の1(3)	・勤務表 ・出勤簿 ・資格証の写し

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

(6) 調理員その他の従業者	当該事業所の実情に応じた適当数となっているか。	適・否	条例第148条第1項（令第121条第1項）	・常勤、非常勤職員の員数がかかる書類 ・職員名簿
(7) その他	指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記(1)～(6)の人員基準を満たしているものとみなして差し支えない。		条例第148条第7項（令第121条第7項）	
(8) 利用者の数	従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としているか。	適・否	条例第148条第3項（令第121条第3項）	・入所者数の算定記録

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
2 特別養護老人ホームを利用する場合の従業者の員数	<u>(特別養護老人ホームの空床利用の場合)</u> 利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。	適・否	条例第148条第2項（令第121条第2項）	・勤務表 ・出勤簿
3 特別養護老人ホーム等に併設される事業所の場合の従業者の員数	<u>(特別養護老人ホーム等に併設の場合)</u> 併設事業所については、特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、上記の1「従業者の員数」に掲げる短期入所生活介護従業者を確保しているか。 ・ 医師、栄養士、機能訓練指導員 併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可 ・ 生活相談員、介護職員又は看護職員 特別養護老人ホーム等と併設事業所の員数の合計を、特別養護老人ホーム等と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。 ・ 看護職員数の算定については、算定根拠となる入所者数等を施設と事業所のそれぞれについて区分して行う。 (例)施設 50 人→常勤換算 2 人以上、事業所 10 人→配置は義務ではない	適・否	条例第148条第4項（令第121条第4項）	・勤務表 ・出勤簿
4 管理者	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。)	適・否	条例第149条（令第121条）	・勤務表 ・出勤簿

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
第3 設備に関する 基準 (1) 利用定員等	ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を 20 人以上としているか。 また、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。 (ただし、空床利用型の場合にあっては、この限りでない。) (また、併設事業所の場合にあっては、利用定員が 20 人未満でも差し支えない。)	適・否	条例第172条準用(第150条)(令第140条の5準用(第123条))	・運営規定 ・入所者数がわかる書類 ・平面図
(2) 耐火建築物	(1) 事業所の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であるか。 (ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、同条第9号の3に規定する準耐火建築物でも差し支えない。) (2) (1)にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物でなくとも差し支えない。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。	適・否 該当なし	条例第171条第1項(令第140条の4第1項) 条例第171条(令第140条の4第2項)	・建築確認書
(3) 事業所の設備、備品等	ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えているか。 (ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、設備の一部(ユニットを除く。)を設けなくとも差し支えない。) ① ユニット(居室、共同生活室、洗面設備、便所) ⑤ 洗濯室又は洗濯場 ② 浴室 ⑥ 汚物処理室 ③ 医務室 ⑦ 介護材料室 ④ 調理室	適・否	条例第171条第1項(令第140条の4第3項) 条例第170条第4項(令第140条の4第4項) 条例第171条第5項(令第140条の4第5項)	・平面図 ・運営規程 ・指定申請・変更届写

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(4) 設備の基準 ① ユニット イ 居室の基準は、次の取りとする。	(1) 居室の1室の定員は、1人となっているか。 (ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。)	適・否	条例第171条第6項第2号ア(令第140条の4第6項第1号イ(1))	・平面図 ・運営規程 ・指定申請・変更届写
	(2) 居室は、共同生活に近接して一体的に設けられているか。 なお、一のユニットの利用定員は、原則として10人以下とし、15人を超えないものとしているか。 (ただし、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が15人までのユニットも差し支えない。なお、この規定は、平成15年4月1日に現に存在する指定短期入所生活介護事業所が同日において現にユニットを有している(建設中のものを含む。)場合は、適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りではない。)	適・否	条例第171条第6項第1号(令第140条の4第6項第1号イ(2)) 平11老企25第3のハの4(3)の⑥のハ 平11老企25第3のハの4(3)の⑥のニ	
	(3) 2以上のユニットに属していないか。	適・否	条例第171条第6項第2号ウ(令第140条の4第6項第1号イ(2))	
	(4) 利用者一人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっているか。	適・否	条例第171条第6項第2号エ(令第140条の4第6項第1号イ(3))	
	(5) 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。	適・否	条例第171条第6項第2号オ(令第140条の4第6項第1号イ(4))	
	(6) 共同生活室の基準は、次のとおりとする。			
ロ 共同生活室の基準は、次のとおりとする。	(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。 このために、次の要件を満たしているか。 ① 他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていないこと。 ② 当該ユニットの利用者全員とその介護を行う従業者が一度に食事したり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。	適・否	条例第171条第6項第3号ア(令第140条の4第6項第1号ロ(1)) 平11老企25第3のハの4(3)の⑦のイ	
	(2) 共同生活室の1室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。	適・否	条例第171条第6項第3号イ(令第140条の4第6項第1号ロ(2))	
	(3) その他必要な設備及び備品を備えること。	適・否	条例第171条第6項第3号ウ(令第140条の4第6項第1号ロ(3))	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
ハ 洗面設備の基準は、次のとおりとする	(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。	適・否	条例第171条第6項第4号 (令第140条の4第6項第1号ハ)	
	(2) 要介護者が使用するのに適したものであるか。	適・否		
ニ 便所の基準は、次のとおりとする	(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。	適・否	条例第171条第6項第5号 (令第140条の4第6項第1号ニ)	
	(2) 要介護者が使用するのに適したものであるか。	適・否		
② 浴室	要介護者が入浴するのに適したものであるか。	適・否	条例第171条第7項（令第140条の4第6項第2号）	
(5) その他の構造設備の基準	(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上となっているか。 ただし、両側に第3項各号に掲げる設備その他の設備が配置されている廊下の幅は、2.7メートル以上となっているか。 (廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.8メートル以上として差し支えない。)	適・否	条例第171条第8項（令第140条の4第7項）	
	(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。	適・否		
	(3) 階段の傾斜は、緩やかにしているか。	適・否		
	(4) 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けているか。	適・否		
	(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか。 (ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。)	適・否		
第4 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定短期入所生活介護の内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。	適・否	条例第181条準用（第152条）（令第140条の13準用（第125条第1項））	・運営規程・説明文書 ・入所申込書 ・同意に関する記録 ・重要事項説明書 ・契約書

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(2) 指定短期入所生活介護の提供の開始及び終了	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。	適・否	条例第181条準用（第153条第1項）（令第140条の13準用（第126条第1項））	・運営規程 ・利用者に関する記録
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	適・否	条例第181条準用（第153条第2項）（令第140条の13準用（第126条第2項））	
(3) 提供拒否の禁止	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んでないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 提供を拒むことのできる正当な理由とは ① 当該事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③ 適切なサービスを提供することが困難である。	適・否	条例第181条準用（第10条）（令第140条の13準用（第9条））	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
(4) サービス提供困難時の対応	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ・上記に該当する場合は、利用申込者に対する他の事業者への紹介を必ず行ってください。	適・否	条例第181条準用（第11条）（令第140条の13準用（第10条））	・サービス提供依頼書
(5) 受給資格等の確認	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	適・否	条例第181条準用（第12条）（令第140条の13準用（第11条第1項））	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
(6) 要介護認定の申請に係る援助	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否 該当なし	条例第181条準用（第13条第1項）（令第140条の13準用（第12条第1項））	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。	適・否 該当なし	条例第181条準用（第13条第2項）（令第140条の13準用（第12条第2項））	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(7) 心身の状況等の把握	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 ・利用者の状況を把握した場合、その内容を記録してください。	適・否	条例第181条準用（第14条）（令第140条の13準用（第13条））	・利用者に関する記録（・居宅支援経過） （・サービス担当者会議の要点）
(8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 「施行規則第 64 号第一号イ又はロに該当する利用者」とは、 ① 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ② その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。	適・否 該当なし	条例第181条準用（第16条）（令第140条の13準用（第15条））	・利用者の届出書 ・居宅サービス計画書 (1) (2)
(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しているか。	適・否	条例第181条準用（第17条第1項）（令第140条の13準用（第16条））	・居宅サービス計画書 (1) (2) ・週間サービス計画表 ・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
(10) サービスの提供の記録	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービスを提供した際には、提供日及び内容等について、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はサービス利用票等に記載しているか。	適・否	条例第181条準用（第20条第1項）（令第140条の13準用（第19条第1項））	・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画 ・業務日誌
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	条例第181条準用（第20条第2項）（令第140条の13準用（第19条第2項））	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(11) 利用料等の受領	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用者負担額（例 1割分）の支払を受けているか。	適・否	条例第173条第1項（令第140条の6第1項）	・ サービス提供票、別表 ・ 領収証控 ・ 運営規程（利用料その他の費用の確認） ・ 説明文書 ・ 同意に関する文書
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 ※法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護を提供した場合 ・ 10割相当額の支払いを受けているか。	適・否 該当なし	条例第173条第2項（令第140条の6第2項）	
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 滞在に要する費用 ③ 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 送迎に要する費用（指定居宅サービス等基準省令第140条の6第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） ⑥ 理美容代 ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	適・否	条例第173条第3項（令第140条の6第3項）	
	なお、上記①から④までに掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）」及び「指定居宅サービス等基準省令第140条の6第4項の厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）」の定めるところによるものとしているか。	適・否	条例第173条第4項（令第140条の6第4項）	
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。 また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意は、文書により得ているか。	適・否	条例第173条第5項（令第140条の6第5項）	
	(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、領収書を交付しているか。	適・否	法第41条第8項	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(11) 利用料等の受領	(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、領収書に要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、以下の費用についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ・ 領収証に費用区分を明確にしているか。 ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ② 食事の提供に要した費用 ③ 滞在に要した費用 ④ その他の費用（個別の費用ごとの区分）	適・否	施行規則第65条	
(12) 保険給付の請求のための証明書の交付	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	条例第181条準用（第22条）（令第140条の13準用（第21条））	・ サービス提供証明書（控） （介護給付費明細書代用可）
(13) 指定短期入所生活介護の取扱方針	(1) 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っているか。	適・否	条例第174条第1項（令第140条の7第1項）	・ 利用者に関する記録 ・ 処遇に関する日誌 ・ 短期入所生活介護計画書 ・ 行事・日課予定表 ・ 身体拘束に関する記録
	(2) 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。	適・否	条例第174条第2項（令第140条の7第2項）	
	(3) 利用者のプライバシーの確保に配慮して行っているか。	適・否	条例第174条第3項（令第140条の7第3項）	
	(4) 利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか	適・否	条例第174条第4項（令第140条の7第4項）	
	(5) 指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否	条例第174条第5項（令第140条の7第5項）	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(13) 指定短期入所生活介護の取扱方針	(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (身体拘束の対象となる具体的行為) ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	適・否	条例第174条第6項（令第140条の7第6項） 平13老発155（身体拘束ゼロへの手引き）	
	(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 そのため、管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど意識啓発に努めているか。	適・否	平13老発155の2,3	
	(8) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。 (改善計画に盛り込む内容) ① 事業所内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④ 事業所の設備等の改善 ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組 ⑥ 利用者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標	適・否	平13老発155の3,5	
	(9) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。	適・否 身体拘束の実施なし	条例第174条第7項（令第140条の7第7項） 平13老発155の6	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(13) 指定短期入所生活介護の取扱方針	(10) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 ・ 前回の評価はいつ実施したか（実施日を記載してください） ※本市で作成した「事業所評価表」を用いるなどして、年1回以上は実施すること。	適・否 年 月 日	条例第174条第8項（令第140条の7第8項）	
(14) 短期入所生活介護計画の作成	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しているか。	適・否	条例第181条準用（第156条第1項）（令第140条の13準用（第129条第1項））	・ 短期入所生活介護計画書 ・ 居宅サービス計画書
	(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されているか。 なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適・否	条例第181条準用（第156条第2項）（令第140条の13準用（第129条第2項）） 準用（平11老企25第3の8の3(5)の②）	
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。	適・否	条例第181条準用（第156条第3項）（令第140条の13準用（第129条第3項））	
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を記載した書面を利用者に交付しているか。	適・否	条例第181条準用（第156条第4項）（令第140条の13準用（第129条第4項））	
(15) 介護	(1) 利用者に対する介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っているか。	適・否	条例第175条第1項（令第140条の8第1項）	・ 短期入所生活介護計画書 ・ 利用者台帳 ・ 入浴に関する記録 ・ 利用者に関する記録 ・ 勤務体制表 ・ 勤務に関する記録
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。	適・否	条例第175条第2項（令第140条の8第2項）	
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。 （ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えて差し支えない。）	適・否	条例第175条第3項（令第140条の8第3項）	
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。	適・否	条例第175条第4項（令第140条の8第4項）	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(15) 介護	(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。	適・否	条例第175条第5項(令第140条の8第5項)	
	(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。	適・否	条例第175条第6項(令第140条の8第6項)	
	(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。	適・否	条例第175条第7項(令第140条の8第7項)	
	(8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	適・否	条例第175条第8項(令第140条の8第8項)	
(15) 介護	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし好を考慮した食事を提供しているか。 また、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を取ることを支援しているか。	適・否	条例第176条第1項(令第140条の9第1項) 条例第176条第4項(令第140条の9第4項)	・献立表 ・嗜好に関する調査 ・残食(菜)の記録 ・業者委託の場合契約書
	(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(7)の②	
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を取ることができるよう必要な時間を確保しているか。	適・否	条例第176条第3項(令第140条の9第3項)	
	(4) 食事の提供に関する業務は指定短期入所介護事業者自らが行うことが望ましいが、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託している場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について、事業者自らが行うなど、当該事業所の管理者が業務遂行上必要な注意を果たしうるような体制と契約内容になっているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(7)の④	
	(5) 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連携が十分とられているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(7)の⑤	
	(6) 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(7)の⑥	
	(7) 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(7)の⑦	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(17) 機能訓練	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	適・否	条例第181条準用（第159条）（令第140条の13準用（第132条））	・ 訓練に関する計画 ・ 訓練に関する日誌
(18) 健康管理	ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適・否	条例第181条準用（第160条）（令第140条の13準用（第133条））	・ 看護に関する日誌 ・ 利用者に関する記録 ・ 健康手帳写
(19) 相談及び援助	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否	条例第181条準用（第161条）（令第140条の13準用（第134条））	・ 運営規程 ・ 利用者に関する文書 ・ 相談簿等
(20) その他のサービスの提供	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。	適・否	条例第177条第1項（令第140条の10第1項）	・ 事業計画（報告）書 ・ 現場確認・設備台帳等
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	適・否	条例第177条第2項（令第140条の10第2項）	・ 利用者に関する文書
(21) 緊急時等の対応	(1) ユニット型指定短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。	適・否	条例第181条準用（第163条）（令第140条の13準用（第136条））	・ 運営規程 ・ 利用者に関する書類 ・ 契約書
	・ 緊急時の主治医等への連絡先、連絡方法が一覧表等にまとめるなど、整備されているか。	適・否		
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(12)の②	
(22) 利用者に関する市町村への通知	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否	条例第181条準用（第27条）（令第140条の13準用（第26条））	・ 市町村に送付した通知に係る記録

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(23) 管理者の責務	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行っているか。	適・否	条例第181条準用（第56条第1項）（令第140条の13準用（第52条第1項））	・組織図 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書、業務日誌等
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適・否	条例第181条準用（第56条第2項）（令第140条の13準用（第52条第2項））	
(24) 運営規程	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員（空床利用型の場合を除く。） ④ ユニットの数及びユニットごとの利用定員（空床利用型の場合を除く。） ⑤ 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の送迎の実施地域 ⑦ 短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 虐待の防止のための措置 ⑪ その他運営に関する重要事項 なお、⑪の重要事項として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。	適・否	条例第 178 条（令第 140 条の 11） 準用（平11老企25第3の8の3(13)の⑤）	・運営規程 ・指定申請、変更届写
(25) 勤務体制の確保等	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 ・引継ができる勤務体制となり、引継ぎ方法が周知されているか。	適・否 適・否	条例第179条第1項（令第140条の11の2第1項）	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・業務委託契約書 ・研修受講修了証明書 ・研修計画・出張命令 ・研修会資料
	(2) 上記(1)の短期入所生活介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っているか。 ① 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ② 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ③ ユニットごとに、当該ユニットを統括する責任者として、常勤のユニットリーダーを配置すること。	適・否	条例第179条第2項（令第140条の11の2第2項）	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(25) 勤務体制の確保等	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 (ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	適・否	条例第179条第3項 (令第140条の11の2第3項)	
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しているか。 ・ 毎年、研修計画を立てているか。 ・ 前年度は年何回内部研修を実施したか。 ・ 前年度は年何回外部研修に職員が参加したか。 ※外部研修に参加することも積極的にご検討ください。	適・否 () 回 () 回	条例第179条第4項 (令第140条の11の2第4項)	
	(5) 事業者は、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ※当該義務付けの対象とならない者は具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程または訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ、はり師、きゅう師等とする。 	適・否	条例第179条第4項 (令第140条の11の2第4項)	・ 研修修了証
	(6) 事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保するために、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化及びその他必要な措置を講じているか。	適・否	条例第179条第5項 (令第140条の11の2第5項)	・ ハラスメント防止にかかる方針
(26) 業務継続計画の策定等	(1) 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の継続的な提供及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に伴う必要な措置を講じているか。	適・否	条例第181条準用（第32条の2第1項）（令第140条の13準用（第30条の2第1項））	・ 業務継続計画書 ・ 研修計画等
	(2) 事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を実施しているか。	適・否	条例第168条準用（第32条の2第2項）（令第140条の13準用（第30条の2第2項））	
	(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適・否	条例第168条準用（第32条の2第3項）（令第140条の13準用（第30条の2第3項））	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

[illegible]

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(30) 衛生管理等	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図っているか。 ② 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。 	適・否 適・否 適・否 適・否	条例第181条準用（第111条第2項）（令第140条の13準用（第104条第2項））	
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適・否	準用（平11老企25第3の六の3(7)の①）	
	(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否	準用（平11老企25第3の六の3(7)の③）	
(31) 掲示	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 （書面を事業所に備え、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにすることで、掲示に代えることができます。） ・ 記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・ 掲示事項の内容、実際行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。	適・否 適・否	条例第181条準用（第34条）（令第140条の13準用（第32条））	・ 掲示物
(32) 秘密保持等	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ・ 秘密保持のための必要な措置を講じているか（例えば雇用時に誓約書をもらっている）。	適・否 適・否	条例第181条準用（第35条第1項）（令第140条の13準用（第33条第1項））	・ 就業時の取り決め等の記録 ・ 利用者（家族）の同意書 ・ 実際に使用された文書等（会議資料等）
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 ※従業者が、当該事業所の従業者でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨の措置を講じていること。	適・否	条例第181条準用（第35条第2項）（令第140条の13準用（第33条第2項））	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(32) 秘密保持等	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ・利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。 ※利用者家族の個人情報を用いることが多々あると思います。当該家族からの同意ももれなく得るようにしてください。 (4) 個人情報保護方針や個人情報保護規程の整備など、個人情報保護に関する措置を講じているか。	適・否 適・否 適・否	条例第181条準用（第35条第3項）（令第140条の13準用（第33条第3項）） 個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	
(33) 広告	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはいないか。 ・広告の内容が運営規程等と整合しているか。	適・否 適・否	条例第181条準用（第36条）（令第140条の13準用（第34条））	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告 ・運営規程等
(34) 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否	条例第181条準用（第37条）（令第140条の13準用（第35条））	
(35) 虐待の防止	事業所は、虐待の発生や再発を防止するために、次に掲げる措置を講じているか。 ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図っているか。 ②事業所における虐待防止のための指針を整備しているか。 ③事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しているか。 ④①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	条例第168条準用（第40条の2）（令第140条準用（令第37条の2））	・委員会開催記録等 ・虐待防止のための指針 ・研修の計画書及び記録
(36) 苦情処理	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 ・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。	適・否 適・否	条例第181条準用（第38条第1項）（令第140条の13準用（第36条第1項）） 準用（平11老企25第3の1の3(23)の①）	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(36) 苦情処理	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	条例第181条準用（第38条第2項）（令第140条の13準用（第36条第2項））	
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	準用（平11老企25第3の一の3(23)の②）	
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 該当なし	条例第181条準用（第38条第3項）（令第140条の13準用（第36条第3項））	
	(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否 該当なし	条例第181条準用（第38条第4項）（令第140条の13準用（第36条第4項））	
	(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 該当なし	条例第181条準用（第38条第5項）（令第140条の13準用（第36条第5項））	
	(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否 該当なし	条例第181条準用（第38条第6項）（令第140条の13準用（第36条第6項））	
(37) 相談援助事業等への協力	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が当該利用者に対する相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否 該当なし	条例第181条準用（第39条）（令第140条の13準用（第36条の2））	・ 苦情に関する記録
(38) 事故発生時の対応	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は本市及び当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	条例第181条準用（第40条第1項）（令第140条の13準用（第37条第1項））	・ 事故対応マニュアル ・ 事故記録
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しているか。	適・否	条例第181条準用（第40条第2項）（令第140条の13準用（第37条第2項））	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(38) 事故発生時の対応	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を速やかに賠償しているか。	適・否 該当なし	条例第181条準用（第40条第3項）（令第140条の13準用（第37条第3項））	
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	準用（平11老企25第3の1の3(24)の③）	
(39) 会計の区分	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 ※併設に他サービスも運営している場合は、サービスごとに会計を区分すること。	適・否	条例第181条準用（第41条）（令第140条の13準用（第139条の2））	・ 会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	
(40) 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること ※ 3年間の経過措置期間あり（令和9年3月31日までは努力義務）	適・否	条例第181条（令第166条の2準用（第139条の2第1項））	
(41) 記録の整備	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	条例第181条準用（第167条第1項）（令第140条の13準用（第139条の2第1項））	・ 従業者名簿 ・ 履歴書等 ・ 設備台帳 ・ 備品台帳 ・ 会計関係書類 ・ 短期入所生活介護計画書 ・ 利用者個々の介護記録 ・ 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録 ・ 市町村への通知に係る記録
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ① 短期入所生活介護計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 第27条の規定による市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録 （基準第27条に規定する市町村へ通知する場合：利用者が正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。）	適・否	条例第181条準用（第167条第2項）（令第140条の13準用（第139条の2第2項））	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(ユニット型)

	(3) 上記の(2)に掲げる記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日まで保存しているか。 ①(2)の①・②・⑦に掲げる記録→ 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日 ②(2)の③～⑥までに掲げる記録→ その完結の日から2年を経過した日	適・否	条例第181条準用(第167条第3項)(令第140条の13準用(第139条の2第3項))	
--	---	-----	---	--